

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎市長 伊藤 康志

市町村名 (市町村コード)	大崎市 042153
地域名 (地域内農業集落名)	松山地域 (次橋、山王、野田、須磨屋、新田、長尾、金谷、横町、入町、竹の花、文化丁、台町、新丁、町、上野、広岡、境、上志引、中谷地、下志、花ヶ崎、下沢、太夫沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第 4 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

松山地域は、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」に代表される水稻を基幹作物としながら、繁殖牛・小麦・大豆・きゅうり等の優良農畜産物を生産する地域であるほか、県内有数の酒造好適米の産地となっている。 当該地域は、大豆等の生産調整作物を中心に水稻までを含めた担い手への農地集積が進められ、園芸や畜産との複合経営が行われている。担い手の一部には同一世帯内に後継者がおり、積極的に規模拡大を進める活動が見られている。その反面、労力不足による離農や地域の中核を担う農業者の高齢化、それに伴う集落営農組織の減少が進んでおり、若い担い手の確保と育成が近々の課題となっている。 本地域の水稻面積は609haで全耕作面積の約76%を占めている。平坦地では圃場整備が終了している一方、山間地の農地は耕作条件(用水等の利便性)も悪く、未整備地となっており、年々遊休農地や耕作放棄地が増加傾向にある。また、当該地区の農地経営については規模縮小が多く、今後の農地集積・集約が課題となっている。 【地域の基礎的データ】 農業者:539人、団体経営体(法人・集落営農組織等)8経営体、個人経営体(認定農業者)56経営体 主な作物:水稻、大豆、麦、子実用トウモロコシ
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

松山地域では、JA(新みやぎ農業協同組合・古川農業協同組合)の営農ビジョンと連携し、水稻・大豆・麦による土地利用型の農業経営を行い、地産地消を推進するため消費者のニーズにあった野菜栽培と生産性の高い畜産経営等の営農体制の強化を図りながら、堆肥施用による土づくりを行うことにより高品質の多収栽培で、安心安全な作物を消費者に提供する。これらを達成するために、産地交付金等を最大限活用し、農業所得の向上と安定した農業経営の確立を目指す。 さらに、担い手育成の観点から各関係機関と連携し、担い手の掘り起こしや認定農業者並びに新規就農者が円滑に農業経営に参画できるよう栽培技術や経理の知識を習得する研修会及び先進地視察等を支援する。 【地域の主要作物等の取組】 ①「ササニシキ」や「ひとめぼれ」等の主食用米は、継続的な安定生産を図るため、播種前契約や複数年契約の更なる拡大や直播栽培等の省力・低コスト稲作への転換を一層推進し、収益性の向上と生産拡大を支援する。また、「蔵の華」や「吟のいろは」等の酒造好適米については、品質・収益性の向上及び生産拡大を図る。 ②新規需要米は、農業者が取り組みやすい米対応の転作作物であるため、備蓄米及び飼料用米を主体に拡大を推進する。また、飼料用米やWCS用稲は団地化・担い手への利用集積による作業効率化を図り、多収品種の導入や多収低コスト生産技術を普及する。さらに、その需要先となる飼料会社への働きかけや連携を強化し、稲作農家と畜産農家との連携による地域内利用を推進し、更なる需要拡大の体制を構築する。 ③麦・大豆は、排水対策や病害虫防除、適期収穫等の徹底による高品質化を図る。また、省力化や団地化、規模拡大等に対応した生産性及び収益性の高い産地形成を推進する。さらに、販路拡大や消費拡大に向けたPR活動を強化する。飼料作物は、団地化及び生産圃場の固定による生産性の向上や生産組織等の効率的生産体制の確立による低コスト化を図り、耕畜連携及び資源循環型農業を推進する。 ④収益性の高いブロッコリー、キャベツ、苺等は、地域振興作物として位置付け、土地利用型園芸の団地化を推進し、施設園芸の規模拡大への取組を支援し、大規模園芸経営体の育成に努める。 ⑤調整水田や保全管理等の不作付地は、飼料用米や麦・大豆・飼料作物等の作付を図り、水田の不作付面積を減少させ、解消する。畑地化の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,123.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,123.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方は、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針									
農用地の集積及び集約化の方針は、松山地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員を調整役として、認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心とする担い手への集積・集約化を進める。									
(2) 農地中間管理機構の活用方針									
農地中間管理機構の活用方針は、担い手への農地集積について原則として農地中間管理機構を活用するものとし、担い手や貸付希望者の意向を踏まえ、担い手以外の農業者も含めた調整を行いながら、段階的に集約化する。									
(3) 基盤整備事業への取組方針									
松山地域の基盤整備事業への取組は、平成9年度に松山東側エリアの須摩屋地区を皮切りに、新田五輪崎地区から千石地区を経て、平成18年度に松山西側エリアの下伊場野地区を最後に終了している。実施済み。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
多様な経営体の確保・育成の取組方針は、認定農業者や認定新規就農者はもとより、他産業からの転職や法人として起業し、規模拡大を目指す等の様々な経営体を確保・育成するため、JAや県、農業委員会等関係機関と連携して支援を行う。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針は、JAを主体に構成する松山地域農作物病害虫防除協議会による無人ヘリコプターでの水稻カメムシ防除及び斑点米カメムシ対策、大豆の防除作業を効率的に実施する。									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①鳥獣被害防止対策は、イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。									
④松山地域では、牧草等(畑作物)が連続して作付されている水田の畑地化を進める。									
⑨耕畜連携等は、松山地域で生産された飼料作物を地域内の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。									